

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

当社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

第181期

株式会社 東芝

当社は、第181期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第181期報告書には記載しておりません。

1. 事業報告の12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、13 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の個別注記表

12. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

(1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

- ① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
 - イ. 当社の取締役会は、内部監査部担当執行役又は内部監査部長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。
 - ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。
 - エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。
 - オ. 当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
 - カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
 - イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社の Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CRO という。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
 - イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
 - イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。
 - ウ. 当社の執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
 - エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。
 - オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。
 - カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社の代表執行役会長及び代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. 当社の CRO は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに

関する施策を立案、推進する。

- ウ. 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。
- (2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項
- 取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。
- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社の監査委員会の職務を補助するため、10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに、監査委員会室長を執行役（取締役である執行役を含む。）とする。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。
- ③ 監査委員会への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役、執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
- イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる「東芝グループ監査役ホットライン」を設置する。
- ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役職員又は国内の子会社の役職員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる「監査委員会ホットライン」を設置する。
- エ. 代表執行役会長又は代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査委員会に報告をした当社グループの役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規

程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

- ⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法 404 条 4 項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。
- ⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表執行役会長又は代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
- ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。
- エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 担当執行役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
- カ. 内部監査部長を執行役とし、又は内部監査部を担当する執行役を置く。監査委員会は内部監査部長及び内部監査部を担当する執行役の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長及び内部監査部を担当する執行役は監査委員会の指揮に服する。
- キ. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

(3) 運用状況

「9. 当社役員の氏名、担当等 (4) 取締役会及び各委員会の活動状況」に記載の他、主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス委員会等の開催状況

当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進するためにリスクコンプライアンス委員会を開催し、全社重点施策を決定し、1年間推進しました。また、不適切な財務報告につながる端緒を適時に把握するとともに、内部統制に脅威を与えるリスクを早期に発見し、対応策を指示・検討するために会計コンプライアンス委員会を6回開催しました。

② 内部通報制度の整備状況等

当社は、執行側に東芝相談ホットライン（受付窓口は外部専門業者又は法律事務所を通報者が選択）を設置し、内部通報制度を運用しています。また、2015年10月から、監査側にも監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインを設置しました。これらの内部通報制度を従業員に活用してもらうために、全従業員向けのeラーニングで、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図りました。内部通報件数は、会計処理に関するものを含め上期58件、下期52件あり、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計に関する通報については、通報者の個人情報をも明らかにせず、ただちに会計監査人にも報告しています。また、全ての内部通報について調査を行い、必要な事項については対応を行っています。なお、2019年4月から、東芝相談ホットラインの受付窓口を、通報者への配慮のため、外部専門業者に委託しています。

③ 役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

経営幹部を対象に、コンプライアンスに関する意識改革、組織風土改革等の研修を2回実施しました。国内の新任事業部長・支社長研修に、ビジネスリスクマネジメント強化、会計知識・会計コンプライアンス研修を行うとともに、幹部育成選抜研修及び昇格時等の節目研修には、会計知識・会計コンプライアンス研修を組み込み実施しております。また、海外現地法人の経営幹部と国内グループ従業員を対象に、eラーニングにより会計コンプライアンス教育を実施しました。

④内部監査の実施状況

内部監査部は監査委員会監査方針に基づき内部監査の年度監査方針及び年度監査計画を策定しました。当該監査計画に基づき2019年度はスタッフ3部門及び関係会社25社に対して往査を実施しました。これら往査の結果は、内部監査部長から監査委員会に対して適時に報告されています。

⑤監査委員の活動状況やその支援状況

監査委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、計28回の執行役等に対するヒヤリング、26回の内部統制・内部監査部門長に対するヒヤリング等を行い、取締役・執行役の職務執行状況を監視・検証しました。また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及びその結果につき、説明・報告を受けました。監査活動においては、監査委員会室及び直轄組織である内部監査部を通じ、積極的に報告徴求を行いました。なお、監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインは、42件の通報を受領し、対応しました。

なお、上記(1)(2)は2020年4月1日付にて、組織改正及び執行役員制度導入に伴い、以下のとおりとしました。

(1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 当社の取締役会は、内部監査部担当執行役又は内部監査部部門長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。

ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部部門長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。

エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

オ. 当社は、全ての役員（執行役員を含む。以下同じ。）、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社の Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CRO という。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立

案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。CROは法務部担当執行役をもってこれに充てる。

イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、執行役員、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 当社の執行役は、各部門、各執行役員・従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。

カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. 当社のCROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 当社は、当社役員又は従業員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。

イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。

ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。

エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。

オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。

カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

(2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに、監査委員会室長を執行役（取締役である執行役を含む。）とする。

- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。

- ③ 監査委員会への報告に関する体制

ア. 当社の取締役、執行役、執行役員、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。

イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる体制を整備する。

ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役員又は従業員若しくは国内の子会社の役員又は従業員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる内部通報制度を設置する。

エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

- ④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

- ⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

- ⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。

イ. 執行役、執行役員、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。

ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部部門長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。

エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。

オ. 担当執行役（CFO）は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。

カ. 内部監査部部門長を執行役とし、又は内部監査部を担当する執行役を置く。監査委員会は内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役は監査委員会の指揮に服する。

キ. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスでき

る権限を有する。

13. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

以上の考え方にに基づき、当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、2015年6月以降、当該対応策を更新しておりません。

なお、当該対応策終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社グループの今後の経営方針に記載のとおり、「東芝 Next プラン」を実施していきます。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3) 投資有価証券及びその他の投資

投資有価証券は負債証券と持分証券から構成されています。当社グループ（当社グループ）という用語は「株東芝及び連結子会社」を表すものとして用いる。）は負債証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で測定するとともに、税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。持分証券については、公正価値で測定するとともに、その変動を当期純損益に計上しています。なお、市場価格のない持分証券は、減損損失控除後の取得価額に、同一発行体の同一または類似する投資に関する一般的な取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により評価しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

市場価格のないその他の投資は、取得原価で計上しています。

当社グループは市場価格のない持分証券については減損の兆候の有無の判断において考慮する定性的評価により、公正価値の下落が認められる場合、その下落分について評価損を計上しています。また、負債証券及びその他の投資については、公正価値の下落が一時的でないか否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。一時的でない公正価値の下落が発生している場合、その下落分について評価損を計上しています。

4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社グループは、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 新会計基準の適用

2016年2月に、米国財務会計基準審議会は、Accounting Standards Updates(以下「ASU」という。)2016-02「リース」(以下「ASU 2016-02」という。)を発行しました。ASU 2016-02は、オペレーティング・リースに分類される借手側のリース契約において、一部例外を除いて、使用权資産及びリース債務を連結貸借対照表上に認識することを要求しています。当社グループは、2019年4月1日より開始する第1四半期連結会計期間から、ASU 2016-02を適用し、適用開始の累積的影響は適用開始日の利益剰余金の期首残高の修正として認識しました。また、基準適用日に既に終了している、もしくは存在するリース契約に対し、リースに該当するか否かの検討、リース分類、直接コストの資産化について再評価しないという一連の免除措置を適用するほか、短期リースの例外措置を適用しました。この結果、2019年4月1日現在における使用权資産は174,005百万円、リース債務は176,825百万円であり、連結貸借対照表においては、固定資産及び負債に含めて開示しています。なお、

期首利益剰余金及びその他の損益項目、連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響は重要ではありません。

2. 収益認識に関する注記

当社グループは、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」を適用し、収益を認識しています。

当社グループは、標準量産品（照明器具、複合機、半導体等）、顧客仕様の建設型・製作型の注文製品（原子力発電システム、火力発電システム、ビル・施設ソリューション等）、保守サービス等を主要な財またはサービスとして提供しており、約束した財又はサービスが顧客に移転し、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点、もしくは獲得するにつれて、収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどを控除した金額で測定しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1) 保証債務及び保証類似行為 4,411 百万円

2) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ14,220百万円、21,759百万円、44,741百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円、414百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付、同年10月付及び2018年4月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ

れ 1,262 百万円、11,993 百万円及び 572 百万円を請求する 2016 年 5 月付、同年 8 月付及び 2017 年 9 月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ 5,105 百万円及び 13,114 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの 14,026 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

4. 連結損益計算書に関する注記

米国産液化天然ガス (LNG) に係る事業の譲渡完了に伴う損失

米国産液化天然ガス (LNG) に係る事業について 2019 年 8 月 30 日 (米国時間) に仏国エネルギーメジャー Total S.A. のシンガポール子会社である Total Gas & Power Asia Private Limited への譲渡が完了したことに伴い、売却関連費用を含めた 89,155 百万円をその他の費用として計上しています。

5. 連結資本勘定計算書に関する注記

上場子会社 3 社株式に対する公開買付け

当社は、2019 年 11 月 13 日開催の取締役会において東芝プラントシステム㈱ (以下「TPSC」という。) の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議し、2019 年 11 月 14 日から 2019 年 12 月 25 日の期間で本公開買付けを実施しました。その結果、買付予定数の下限を上回る買付結果となったことから、2020 年 1 月 7 日に買付代金を支払い、本公開買付けによる株式を取得しました。また、当社は TPSC の公開買付けに応じなかった株主全員に対し、その所有する TPSC 普通株式の全部を売り渡すことを請求し、2020 年 1 月 29 日に本株式売渡請求による株式を取得し、TPSC は当社の完全子会社となりました。

当社の子会社である東芝インフラシステムズ㈱ (以下「TISS」という。) は 2019 年 11 月 13 日開催の取締役会において西芝電機㈱ (以下「西芝」という。) の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議し、2019 年 11 月 14 日から 2019

年12月25日の期間で本公開買付けを実施しました。その結果、買付予定数の下限を上回る買付結果となったことから、2020年1月7日に買付代金を支払い、本公開買付けによる株式を取得しました。また、TISSは西芝の公開買付けに応じなかった株主全員に対し、その所有する西芝普通株式の全部を売り渡すことを請求し、2020年3月1日に本株式売渡請求による株式を取得し、西芝はTISSの完全子会社となりました。

当社の子会社である東芝デバイス&ストレージ㈱（以下「TDSC」という。）は2019年11月13日開催の取締役会において㈱ニューフレアテクノロジー（以下「NFT」という。）の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議し、2019年11月14日から2020年1月16日の期間で本公開買付けを実施しました。その結果、買付予定数の下限を上回る買付結果となったことから、2020年1月23日に買付代金を支払い、本公開買付けによる株式を取得しました。また、NFTはNFT普通株式の併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会において株式併合の議案について承認を得ました。2020年4月28日に裁判所の許可を得て、TDSCは1株に満たない端数となるNFT株式を買い取ることによって、NFTを完全子会社としました。

これらの株式の取得原価と非支配持分との差額は、資本剰余金として計上しています。

上記の結果、連結貸借対照表の資本剰余金が負の値になるため、資本剰余金の負の値を利益剰余金に振り替えています。

自己株式の取得及び消却

当社は、2018年11月8日開催の取締役会において㈱東芝の自己株式の取得に係る事項を決議しました（本決議に基づく2019年度における取得は300,221百万円）。なお、本決議に基づく自己株式の取得は、2019年11月7日をもって終了しました。

また、2019年6月24日、9月12日及び11月19日に当該取得した自己株式の消却を実施しました（2019年度においては304,827百万円）。なお、自己株式の消却については当該自己株式の取得原価を利益剰余金から減額しています。

6. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減する

ために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針は投機目的及びトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	211,665百万円	196,822百万円	14,843百万円

上記の表は、公正価値が連結貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品、リース関連の金融商品、そして、連結貸借対照表計上額と同額である投資有価証券及びその他の投資、及び金融派生商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積割引現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

7. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

1株当たり継続事業からの当期純損失	
基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△207円95銭

1株当たり非継続事業からの当期純損失	
基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△28円44銭
1株当たり当期純損失	
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失	△236円39銭

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

8. 重要な後発事象

当社グループは、ASC 855「後発事象」に基づき、2020年6月5日までを対象に後発事象の評価を行っています。

投資有価証券の譲渡

当社は、当社の保有する投資有価証券の一部を2020年4月1日に譲渡しました。当該事象に伴い、2020年第1四半期連結会計期間に42億円のその他の収益を計上する予定です。

資金の借入

2020年度も新型コロナウイルス感染拡大による不透明な事業環境が続くことが予測されることから、当社は今後の更なる経済環境の悪化に備えて十分な手元流動性を確保するために、2020年4月に1,500億円の追加資金調達を実行しました。

東芝ロジスティクス(株)の株式譲渡に伴う連結範囲からの除外

当社グループの事業内容の変化に伴い、当社の連結子会社である東芝ロジスティクス(株) (以下「TLOG」という。)及びその傘下会社では当社グループ製品以外の取引量が増加し、今後、これらの業績影響を受けることが予想されます。当社は経営資源の集中と選択を進めるため、2020年5月26日、TLOGの発行済株式の66.6%をSBSホールディングス(株) (以下「SBSHD」という。)に譲渡することを決定し、SBSHDとの間で株式譲渡契約を締結しました。本件譲渡は2020年10月1日に完了する予定です。譲渡対価は200億円であり、本件譲渡により230億円のその他の収益を計上する予定です。また、本件譲渡により、当社の出資持分比率は33.4%となり、TLOGは当社の連結対象から外れ、持分法適用会社となる予定です。

9. メモリ事業について

当社は、当社が保有する東芝メモリ㈱(以下「TMC」という。)全株式をベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である㈱Pangea(以下「譲受会社」という。)に対して、譲渡する株式譲渡契約を締結し、2018年6月1日に株式譲渡が完了しました。当該株式譲渡契約には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約に起因した損失、その他契約に定める条件に従い当社が補償義務を負うことが規定されています。また、株式譲渡とともに、当社は譲受会社に普通株式1,096億円、転換型優先株式2,409億円の合計3,505億円を再出資しています。その結果、譲渡以前までTMCは、当社の完全子会社でしたが、譲受会社及びTMCは2018年6月1日から新たに持分比率40.2%の持分法適用会社となりました。普通株式は持分法投資として、転換型優先株式は容易に算定可能な公正価値がない持分証券に区分しています。なお、当社は、譲受会社がTMCの株式購入資金等を調達するために金融機関と締結する借入契約に関して、当社が保有する譲受会社の全株式を担保として金融機関に対して差し入れています。

2018年8月1日付で譲受会社はTMCを吸収合併し、会社名を東芝メモリ㈱に変更し、さらに、2019年3月1日付で東芝メモリ㈱を株式移転完全子会社とする単独株式移転を行い、新会社として東芝メモリホールディングス㈱を発足させました。

当社は、2019年5月31日、㈱三井住友銀行、㈱三菱UFJ銀行、㈱みずほ銀行及び三井住友信託銀行 ㈱との間で、東芝メモリホールディングス㈱の金融機関に対する借入金等の債務を担保するため、東芝メモリホールディングス㈱の株式を担保に供する旨の契約を締結し、2019年6月17日に差し入れを行いました。なお、本契約の締結にあたり、東芝メモリ㈱の金融機関に対する借入金等の債務を担保するために締結した契約を解約しています。2019年10月1日付で東芝メモリ㈱はキオクシア㈱に、東芝メモリホールディングス㈱はキオクシアホールディングス㈱に、それぞれ商号変更をしました。

キオクシアグループに対して当該株式譲渡契約に基づき、2019年度に補償関連費用138億円を非継続事業のその他の費用として計上しています。

非継続事業の経営成績は以下のとおりです。

経営成績

売上高及びその他の収益	－百万円
売上高	－百万円
その他の収益	－百万円
売上原価及び費用	13,794 百万円
売上原価	－百万円
販売費及び一般管理費	－百万円

その他の費用	13,794 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△13,794 百万円
法人税等	－百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失	△13,794 百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	－百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△13,794 百万円

2019年度のキオクシアグループの経営成績及び当社に帰属する持分法による投資損失は以下のとおりです。

税金等調整前純損失	△236,452 百万円
当期純損失	△165,826 百万円
当社に帰属する持分法による投資損失	△66,662 百万円

なお、2020年3月31日時点の連結貸借対照表の関連会社に対する投資及び貸付金に、キオクシアグループに対する残高2,861億円が含まれています。

個 別 注 記 表 (1)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が2～17年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

個 別 注 記 表 (2)

訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

個 別 注 記 表 (3)

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式(キオクシアホールディングス(株))

83,956 百万円

上記の資産は関係会社(キオクシアホールディングス(株))の金融機関と締結する借入契約に関して、当社が差し入れている担保になります。

(2)有形固定資産減価償却累計額

111,107 百万円

(3)保証債務及び保証類似行為

リース債務等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
東 芝 ア メ リ カ 社	2,352
ウエスチングハウスエレクトリック カ ン パ ニ ー 社	550
東 芝 イ ン フ ラ シ ス テ ム ズ (株)	516
東 芝 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム ズ (株)	379
そ の 他	760
合 計	4,559

個別注記表 (4)

(4) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ14,220百万円、21,759百万円、44,741百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円、414百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付、同年10月付及び2018年4月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ1,262百万円、11,993百万円及び572百万円を請求する2016年5月付、同年8月付及び2017年9月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの14,026百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループ（当社グループという用語は「株東芝及び連結子会社」を表すものとして用いる。）は全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社は考えています。

個 別 注 記 表 (5)

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	219,439 百万円
短期金銭債務	478,237 百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	54,581 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	7,454 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	98,214 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	455,000,000 株
(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,422,054 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	5,412百万円	10円	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年11月13日 取締役会	4,699百万円	10円	2019年9月30日	2019年12月3日
2020年5月14日 取締役会	4,535百万円	10円	2020年3月31日	2020年6月4日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、訴訟損失引当金、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、全額評価性引当金を計上しています。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

個別注記表(6)

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社 (単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝インフラシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 会社分割 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注2)	8,361	売掛金	5,378
				資金の貸付(注3)(注4)	-	預け金	23,480
				利息の受取(注3)(注4)	51	未収入金	17
				会社分割による承継(注5) 承継資産	54,987	-	-
				承継負債	16,333	-	-
-	-	被債務保証(注9)	-				
子会社	東芝デバイス&ストレージ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注2)	8,055	売掛金	4,181
				資金の貸付(注3)(注4)	-	預け金	45,525
				利息の受取(注3)(注4)	81	未収入金	21
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝エネルギーシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の借入等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注2)	6,361	売掛金	3,836
				資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	88,623
				利息の支払(注3)(注4)	183	未払費用	8
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝インフォメーションシステムズ㈱	所有 100.0%	役務の受入	システムの運用保守等(注6)	28,576	未払費用	5,653
関連会社	キオクシア㈱	所有 40.2%	補償金の支払	株式譲渡契約上の補償支払(注7)	15,116	未払金	12,949
子会社	加賀東芝エレクトロニクス㈱	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注3)(注4)	-	預け金	21,630
				利息の受取(注3)(注4)	103	未収入金	9
子会社	東芝デジタルソリューションズ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 被債務保証等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	50,588
				利息の支払(注3)(注4)	52	未払費用	5
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝プラントシステム㈱	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	77,210
				利息の支払(注3)(注4)	123	未払費用	10
子会社	東芝アジア・パシフィック社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	43,795
				利息の支払(注3)(注4)	233	未払費用	19
子会社	㈱ニューフレアテクノロジー	所有 84.6%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	40,000
				利息の支払(注3)(注4)	71	未払費用	2
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	28,696
				利息の支払(注3)(注4)	651	未払費用	42
子会社	東芝ヨーロッパ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	23,933
				利息の支払(注3)(注4)	136	未払費用	12
子会社	東芝エレベータ㈱	所有 80.0%	資金の借入等	資金の借入(注3)(注4)	-	預り金	12,492
				利息の支払(注3)(注4)	23	未払費用	1
関連会社	キオクシアホールディングス㈱	所有 40.2%	担保の提供	担保の提供(注8)	-	-	-

- (注)1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
 2. ブランド使用の対価等については一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
 3. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
 4. 資金の貸付・借入については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。
 5. 会社分割の詳細は「企業結合等関係に関する注記」に記載しております。
 6. システムの運用保守については、東芝インフォメーションシステムズ㈱から提示された価格に対して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
 7. 東芝メモリ㈱(現キオクシア㈱)の株式譲渡契約には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約等に起因した損失、その他契約に定める条件に従い当社が支払義務を負うことが規定されています。
 8. キオクシアホールディングス㈱の金融機関と締結する借入契約に係る担保として、当社が保有するキオクシアホールディングス㈱の全株式83,956百万円を金融機関に提供しています。
 9. 被債務保証は、当社の借入金等に対して、4社連帯で562,165百万円の債務保証を受けたものです。

個 別 注 記 表 (7)

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,342円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円87銭

8. 企業結合等関係に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2019年4月1日付で、当社完全子会社である東芝インフラシステムズ株式会社における電池事業及び東芝インフラシステムズ株式会社が所有するビルソリューション事業を営む孫会社株式を会社分割（以下、「本会社分割」）により当社に承継しました。

(1) 取引の概要

① 分割会社の名称

東芝インフラシステムズ株式会社

② 承継する事業の内容

ア. 電池事業

リチウムイオン二次電池(SCiBTM)の開発・製造・販売事業

イ. ビルソリューション事業を営む孫会社株式

東芝エレベータ株式会社株式

東芝ライテック株式会社株式

東芝キャリア株式会社株式

③ 会社分割を行った主な理由

当社は2018年11月8日に公表しました東芝Nextプランにおいて、リチウムイオン二次電池(SCiBTM)の開発・製造・販売を行う電池事業を東芝グループ全体の新規成長事業として位置づけることとしました。本会社分割により、意思決定の迅速化を実現すると共に、東芝グループ全体の技術、製造、営業のリソースを最大限活用するなど事業運営体制を強化し、電池事業の成長を加速させます。

次に、当社は、ビルソリューション市場の長期的成長が見込まれることから、東芝Nextプランにおいて、ビルソリューション事業の中核を担う昇降機、照明、空調事業を、全社の注力領域として位置づけることとしました。本会社分割により、3社の連携をより一層強化し、意思決定の迅速化を実現、当該3社の事業運営体制を強化します。

④ 企業結合日

2019年4月1日

⑤法的形式を含む取引の概要

東芝インフラシステムズ株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）

個 別 注 記 表 (8)

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。これに伴い、抱合せ株式消滅差益2,357百万円を特別利益に計上しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

（投資有価証券の譲渡）

当社は、当社の保有する投資有価証券の一部を2020年4月1日に譲渡しました。当該事象に伴い、73億円の売却益を2020年度に計上する予定です。

（資金の借入）

2020年度も新型コロナウイルス感染拡大による不透明な事業環境が続くことが予測されることから、当社は今後の更なる経済環境の悪化に備えて十分な手元流動性を確保するために、2020年4月に1,500億円の追加資金調達を実行しました。